

名古屋市移動支援事業実施要領の一部を改正する要領

名古屋市移動支援事業実施要領の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(移動支援における外出の方法) 第 3 条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの方法により提供されるものとする。 (1) 徒歩、公共交通機関での移動 (2) 乗車中にも介助が必要な方について、保護者が運転する車、道路運送法の許可又は登録を受けた車（タクシーや福祉有償運送等）での移動 (移動支援給付費の算定方法) 第 5 条 1 日に複数回の支援を行う場合について、その間隔が 2 時間以上となる場合には、それぞれの所要時間の報酬単価において算定する。	(移動支援における外出の方法) 第 3 条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの方法により提供されるものとする。 (1) 徒歩、公共交通機関での移動 (2) 乗車中にも介助が必要な方について、<u>道路運送法の許可又は登録を受けた車両（タクシーや福祉有償運送等）での移動及び、保護者が運転する車など道路運送法の許可又は登録を要しない車両での移動</u> <u>(削除)</u> <u>第 5 条 削除</u>

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。